

「森林吸收源対策税制に関する検討会」

(敬称略)

(地方財政審議会委員)

堀場 勇夫 会長

植木 利幸

鎌田 司

中村 玲子

宗田 友子

(地方財政審議会特別委員)

神山 弘行 一橋大学大学院法学研究科准教授

◎小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科  
人間福祉学部教授

佐藤 英明 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

勢一 智子 西南学院大学法学部教授

土屋 俊幸 東京農工大学大学院農学研究院教授

林 宏昭 関西大学経済学部教授

諸富 徹 京都大学大学院経済学研究科教授

(地方公共団体関係者)

村井 嘉浩 宮城県知事 (全国知事会地方税財政常任  
委員会委員)

本間 源基 茨城県ひたちなか市長 (全国市長会都市  
税制調査委員会副委員長)

更谷 慶禧 奈良県十津川村長 (全国町村会副会長)

◎=座長

## 森林吸收源対策税制に係る論点

○税の目的・性格、基本的な枠組み

○収税の用途

○収税の配分に関する考え方（配分先、配分の基準等）

○都道府県等における超過課税との関係

等

※ 上記の論点を検討するに当たり、市町村が主体となって実施する森林整備等に関する新たな施策（森林関連法令の見直しを含む。）の具体化の状況及びそれに伴う森林整備等に関する国、都道府県、市町村の役割分担等を確認しておくことが必要

## 森林吸収源対策税制に関する検討会の スケジュール（イメージ）

### 【本日（4月）】

第1回：検討会の運営、

森林吸収源対策に係る財源確保についての検討経緯、

森林吸収源対策税制に関する論点 等

### 【5月】

第2回：森林整備の状況等（林野庁からのヒアリング） 等

### 【6月以降】

第3回以降：森林吸収源対策税制に関する基本的な制度設計に  
関する検討

原則、毎月1回程度開催。

夏頃に中間とりまとめ、秋頃に最終とりまとめを目指す。

## 2-1. 新たな森林整備対策と森林環境税（仮称）との関係

- 昨年末の与党税制改正大綱において、森林環境税は、所有森林に無関心な所有者への働きかけといった施策を講じることにより、市町村が主体となつて実施する森林整備等に必要な財源に充てることとされたところ。

### 平成29年度税制改正大綱（抜粋）（自民党・公明党 平成28年12月8日）

#### 第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

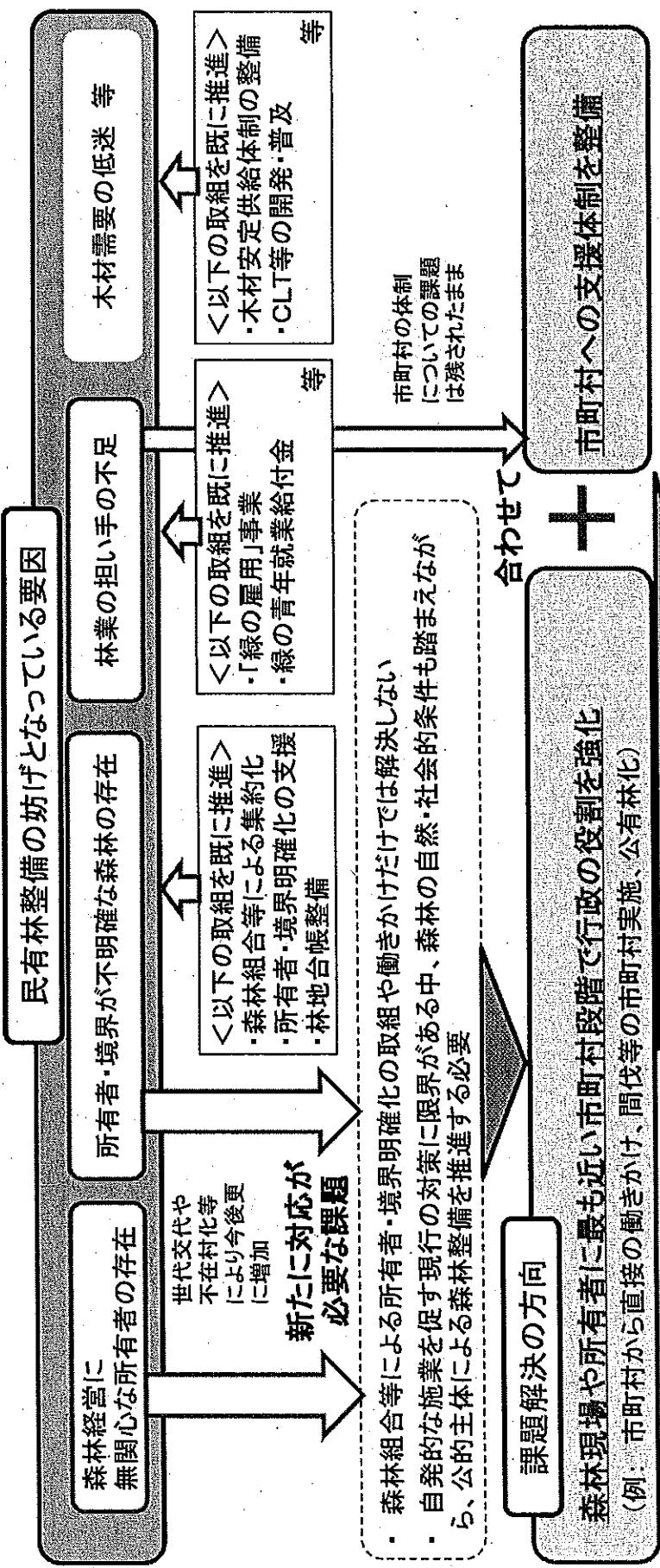
##### 6 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以後の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について、以下の措置を講ずる。

- (1) エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図るために、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は、引き続き連携して取り組む。
- (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。そのため、市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、公益的機能の発揮が求められる市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。
  - ① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの強化
  - ② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村が間伐を代行
  - ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を行
  - ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化
  - ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援
- このような施策を講じることにより市町村が主体となるつて実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を通じて国民に等しく負担を求める基本とすると森林環境税（仮称）の創設に向け、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。

## 2-3. 新たな仕組みの検討(民有林整備に係わる課題解決の方向)

- 森林所有者や森林組合等の自発的な取組を前提に、民有林整備を推進している中で、最大のネックは、森林経営に無関心な所有者の存在、所有者不明・境界不明確で多大な時間とコストを要する森林の存在。
- その解決に向けては、森林組合等による取組にも限界があり、森林現場や所有者に最も新しい市町村段階での行政の役割を強化する必要。その際、市町村で林務行政を担う職員の体制は脆弱などころが多いことから、支援体制の整備も不可欠。



## 2-3. 市町村が主体となつた新たな森林整備対策のイメージ

検討中

- 市町村主体の森林整備が円滑かつ確実に進むよう、森林現場や所有者に近い市町村が、地域の実情に応じて、施業が実施されない人手不足を対象に、森林管理に係る所有者の意思の有無に応じて、公有林化、間伐、担い手へのあつせん等を進めることができるよう仕組みを創設することを検討してはどうか。

### ●市町村における新たな森林整備対策のイメージ【検討中】

国・都道府県

助言等の仕組みも検討

市町村

- ・ 公益的機能の発揮が求められているにも関わらず、施業が実施されない森林の所有者等に対し、森林に係る管理の意向についての調査を実施するなどして、所有者等の意思を踏まえた上で、必要なあつせんや森林の利用関係の調整等を実施

・具体的には、

森林所有者の森林管理に対する意思がない場合

(市町村は管理しない)  
森林所有者の森林管理に係る意思を踏まえた森林整備を、林業事業体等の担い手に委託(あつせん)

(市町村と所有者との間で森林整備の協定を締結)  
森林所有者等との間で、森林所有者等に代わって森林整備を行うための協定を締結

【市町村に経営を信託】  
市町村に森林経営を信託したい森林所有者から当該森林の寄附を受入れ

【市町村が所有・管理】  
市町村に森林を寄附したい森林所有者から当該森林の寄附を受入れ

市町村が整備・管理(実際の作業は森林組合等に発注)

林業事業体が整備・管理

### ●上記に加え、要間伐森林制度の拡充についても検討

- 森林の所有者が不確知の場合や、要間伐森林の施業を行う者として指定すべきものがない場合などに、市町村自らが代行者になることを促進するような仕組み等を検討。